

「協会員の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則」第37条第1項  
に規定する「本協会が別に定める」の内容等について

令和7年11月5日制定

「協会員の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則」(以下「不服申立規則」という。) 第37条第1項に基づき、外務員等（「協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」(以下「処分手続規則」という。) 第2条第1号、第2号、第4号、第5号及び第6号に規定する者をいう。以下同じ。) に係る自主規制処分の不服申立てに関する通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときに必要な事項を、以下のとおり定める。

あわせて、金融商品取引法第64条の5（同法第66条の25において準用する場合を含む。）に基づく処分に係る外務員等からの不服申立てに関する通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令その他関連法令に定めるところにより行われる。）に必要な事項についても、以下のとおり定める。

## I. 電子情報処理組織による通知等の対象

電子情報処理組織による通知等の対象は、以下に掲げる通知等とする。

1. 本協会（審理員を含む。以下同じ。）から協会員、金融商品仲介業者又は外務員等その他当該不服申立ての関係者宛てに行う通知等

| No | 通知等の名称           | 根拠法令等  |
|----|------------------|--|
| 1  | 弁明書              | 行政不服審査法29条第5項<br>不服申立規則第17条第4項   |
| 2  | 反論書又は意見書         | 行政不服審査法30条第3項<br>不服申立規則第18条第3項   |
| 3  | 提出書類等の写し         | 行政不服審査法第38条第1項<br>不服申立規則第26条第1項  |
| 4  | 裁決書（審理員意見書を含む。）※ | 行政不服審査法第50条第1項、同条第2項、<br>第51条第2項、同条第4項<br>不服申立規則第34条、第35条第2項、同条<br>第3項 |
| 5  | その他不服申立てに関する通知等  | —  |

※不服申立ての通知等のうち「裁決書」については、法令諸規則において記名押印を要する書面の性格上、より慎重な対応が求められることから、特段の事情のない限り、実務運用上は当面の間、書面により行うこととする。

2. 協会員、金融商品仲介業者、外務員等その他当該不服申立ての関係者から本協会に提出する書類

| No | 提出書類の名称                            | 根拠法令等   |
|----|------------------------------------|---|
| 1  | 審査請求書及び不服申立書                       | 行政不服審査法第19条第1項<br>行政不服審査法施行令第4条第1項<br>不服申立規則第11条  |
| 2  | 代表者（管理人）資格証明書、総代互選書（総代通知書）又は代理人委任状 | 行政不服審査法施行令第3条第1項、同条第3項、第4条<br>不服申立規則第6条から第8条、第11条 |
| 3  | 代表者（管理人）資格喪失届、総代解任届又は代理人解任届        | 行政不服審査法施行令第3条第2項、同条第3項<br>不服申立規則第6条から第8条          |
| 4  | 審査請求地位承継届出書                        | 行政不服審査法第15条第3項<br>不服申立規則第9条                       |
| 5  | 審査請求及び不服申立取下書                      | 行政不服審査法第27条第2項<br>不服申立規則第15条第2項                   |
| 6  | 審査請求及び不服申立取下書又は参加の取下げに係る代理人の特別委任状  | 行政不服審査法施行令第3条第1項、同条第3項<br>不服申立規則第7条               |
| 7  | 反論書又は意見書                           | 行政不服審査法第30条第1項、同条第2項<br>不服申立規則第18条第1項、同条第2項       |
| 8  | その他不服申立てに関する書類                     | —   |

## II. 電子情報処理組織による通知等の方法

### 1. 協会員との間で授受する通知等

#### (1) 本協会から協会員宛てに送付する通知等

- ① 本協会は、当該通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、情報セキュリティが十分確保されたオンラインストレージ<sup>1</sup>（以下「オンラインストレージ」という。）を利用して、協会員に対して当該ファイルを送信する。ただし、当該オンラインストレージが利用できない協会員については、本協会が協会WANの双方向機能の「提出文書管理」に当該ファイルを登録する。
- ② 協会員は、通知等を協会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録し、当該記録を行った旨を本協会に連絡する。
- ③ 本協会からの通知等は、協会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該協会員に到達したものとみなす。

<sup>1</sup> 例として、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（以下「ISMAP（Information system Security Management and Assessment Program：イスマップ）」という。）に認定され、ISMAP クラウドサービスリストに登録されているサービスが考えられる。<https://www.ismap.go.jp/>

(2) 協会員から本協会に提出する書類

- ① 協会員は、提出書類に記載すべきこととされている事項を記録したファイルを協会WANの双方向機能の「提出文書管理」に登録する。
- ② 本協会は、提出書類を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録し、協会WANの双方向機能で「受理」を行う。
- ③ 協会員からの提出書類は、本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に本協会に到達したものとみなす。

2. 金融商品仲介業者との間で授受する通知等

(1) 本協会から金融商品仲介業者宛てに行う通知等

- ① 本協会は、当該通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、オンラインストレージを利用して、金融商品仲介業者に対して当該ファイルを送信する。ただし、当該オンラインストレージが利用できない金融商品仲介業者については、本協会は書面により通知等を郵送する。
- ② 金融商品仲介業者は、通知等を金融商品仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録し、当該記録を行った旨を本協会に連絡する（上記①但し書きの場合を除く。）。
- ③ 本協会からの通知等は、金融商品仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該金融商品仲介業者に到達したものとみなす（上記①但し書きの場合を除く。）。

(2) 金融商品仲介業者から本協会に提出する書類

- ① 金融商品仲介業者は、次の i) から iv) までのいずれかの方法により、本協会に提出書類を送付する。
  - i) 金融商品仲介業者が、提出書類に記載すべきこととされている事項を当該金融商品仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、オンラインストレージのうち本協会が認めるものを利用して、本協会に対して当該ファイルを送信する方法
  - ii) 金融商品仲介業者が、提出書類に記載すべきこととされている事項を当該金融商品仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（次のイからハまでに掲げる電子証明書をいう。以下同じ。）と併せて当該ファイルを金融商品仲介業者から本協会宛に電子メールで送信する方法
    - イ 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成したもの
    - ロ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第八条に規定す

る認定認証事業者が作成したもののうち本協会が認めるもの

ハ その他本協会が認めるもの

- iii) 金融商品仲介業者が社印等を押印した書面を電子ファイルにし、当該ファイルを所属協会員が協会WANの双方向機能の「提出文書管理」に登録する方法。この場合、金融商品仲介業者が所属協会員に本協会宛の書類の提出を委任する旨を記載した委任状を提出書類と併せて協会WANの双方向機能の「提出文書管理」に登録する。
  - iv) 金融商品仲介業者が社印等を押印した書面を本協会宛に郵送する方法
- ② 本協会は、提出書類を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する（上記iv）の方法による場合を除く。）。
- ③ 金融商品仲介業者からの提出書類は、本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に本協会に到達したものとみなす（上記iv）の方法による場合を除く。）。

### 3. 外務員等その他不服申立て関係者との間で授受する通知等

#### （1）本協会から外務員等に送付する通知等

- ① 本協会が外務員等に送付する通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが適當と認める場合、本協会は、当該通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、オンラインストレージを利用して、外務員等に対して当該ファイルを送信する。ただし、これに該当しない外務員等については、本協会は書面により通知等を郵送する。
- ② 外務員等は、通知等を外務員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録し、当該記録を行った旨を本協会に連絡する（上記①但し書きの場合を除く。）。
- ③ 本協会からの通知等は、外務員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該外務員に到達したものとみなす（上記①但し書きの場合を除く。）。

#### （2）外務員等から本協会に提出する書類

- ① 外務員等は、次のi)又はii)のいずれかの方法により、本協会に提出書類を送付する。
  - i) 外務員等が、提出書類に記載すべきこととされている事項を当該外務員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて当該ファイルを本協会宛に電子メールで送信する方法（本協会が、外務員等からの書類の提出を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが適當と認める場合に限る。）
  - ii) 外務員等が記名押印又は署名した書面を本協会宛に郵送する方法
- ② 本協会は、提出書類を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する（上記ii）の方法による場合を除く。）。
- ③ 外務員等からの提出書類は、本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に本協会に到達したものとみなす（上記ii）の方法による場合を除く。）。

## 付 則

本取扱いは、令和7年11月5日付け「協会員の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則」の一部改正の施行日（令和7年12月1日）から施行し、同日以降に行う通知等について適用する。